平成２９年（フ）第３２６号
新潟市西区上新栄町３丁目９番７号　スカイタウンほそがいＢ３号
債務者　新沢　知鷹
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２７号
新潟市北区早通北５丁目１番30―54号
債務者　若杉　武也
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９６号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門240番地１
債務者　八木　明彦
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
山梨県甲斐市團子新居1420番地、前の住所山梨県甲斐市團子新居309番地１
債務者　小田切壽夫
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
山梨県甲府市酒折１丁目９番５号
債務者　小林　武弘
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
長野県上田市真田町本原1408番地７
債務者　花見　昭亘
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２３号
岐阜県下呂市萩原町萩原393番地１
債務者　小田　富子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
静岡県富士宮市朝日町５番５号エステートピア赤池１号館201
債務者　齊藤　啓司
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１９０号
静岡県富士市中之郷604番地
債務者　若月　宏之
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１７３号
兵庫県川西市多田院１丁目19番13号
債務者　梶　　直美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
兵庫県伊丹市野間７丁目16番３―202号、前住所兵庫県尼崎市富松町３丁目29番33号
債務者　黒川　文雄
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
兵庫県伊丹市野間７丁目16番３―202号、前住所兵庫県尼崎市富松町３丁目29番33号
債務者　黒川利惠子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
兵庫県相生市那波大浜町213　パレドール大浜Ⅱ102号室、住民票上の住所広島県東広島市八本松町原1720番地２
債務者　政光　武士
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６２号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目173番地第２和興ハイツ505
債務者　柴田　優弥
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２４１号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地14―305
債務者　石井　智鶴
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２６０号
奈良県天理市石上町439番地10
債務者　近藤　義信
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２６１号
奈良県天理市石上町439番地10
債務者　近藤　春美（旧姓東）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所